

<対策のポイント>

海外への我が国優良品種の流出・無断増殖を防止するため、**品種登録出願（育成者権取得）や侵害対応等に係る経費を支援**するとともに、品種保護に必要な技術的課題の解決や、**東アジアにおける品種保護制度の整備を促進**するための協力活動等を推進します。

<政策目標>

農産物の輸出力強化につながる品種の海外への登録品種数の増加（100品種 [令和4年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（補助）

① 海外出願経費の支援

海外での品種登録が我が国農産物の輸出力強化につながる優良な植物品種について、海外への品種登録出願に係る経費を支援します。

② 海外出願支援体制の整備

- ア 海外での品種登録に関する相談窓口の設置
- イ 主な出願先国への海外出願マニュアルの作成
- ウ 海外での育成者権侵害対応に係る経費の支援

③ 品種登録制度における遺伝子情報の活用

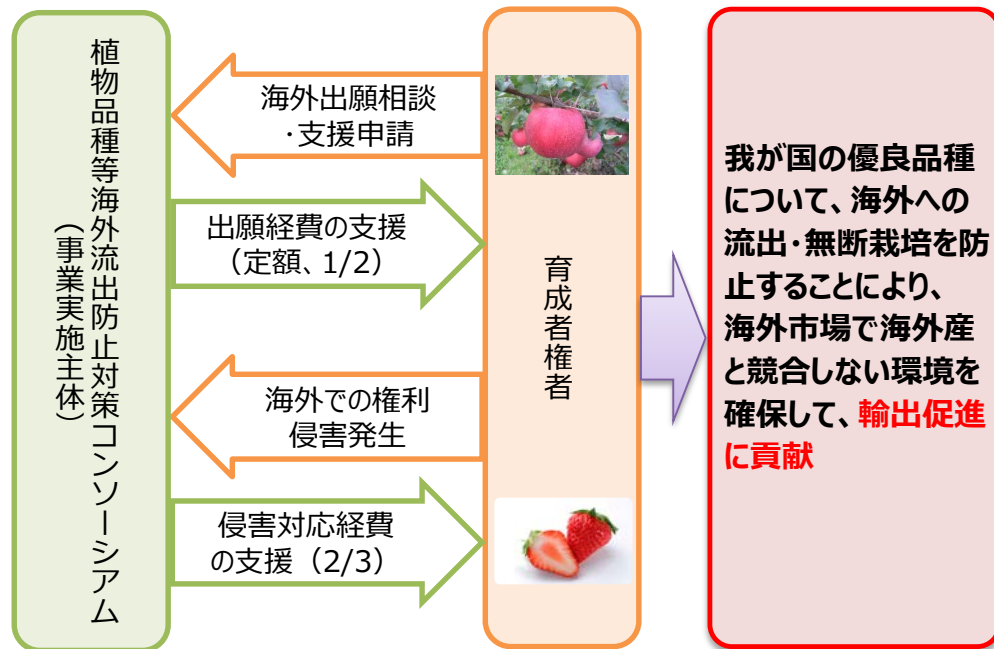
遺伝子情報を活用することにより品種の同定や識別の精度を向上させ、品種登録や侵害立証の早期化を図る取組を支援します。

④ 種苗資源の保護

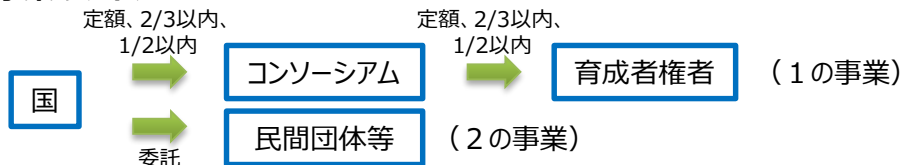
種苗生産の維持が困難となっている伝統野菜等の優良品種の種苗資源を保存する取組を支援します。

2. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（委託）

海外における植物品種保護等を促進するため、品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジアにおける品種保護制度の整備、国際的な審査基準との調和等育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。



<事業の流れ>



<対策のポイント>

農産物の輸出促進に向けた海外における我が国知的財産権の保護強化を図るため、品種開発者から権利を受託した**農業知的財産管理支援機関**による**一元的な海外での育成者権の取得及び保護・侵害対策**のほか、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた取組を支援します。

<政策目標>

海外における権利行使数の増加（200件〔令和10年度まで〕）

<事業の内容>

1. 海外における育成者権の取得及び保護・侵害対策

① 海外における育成者権の取得支援

海外において知的財産権として保護する必要がある優良な植物新品種について、品種開発者から権利を受託した農業知的財産管理支援機関が一元的に行う海外での品種登録の取組を支援します。

② 海外における優良品種の保護、侵害対策の強化

海外における登録品種の無断栽培の防止等のため、農業知的財産管理支援機関が品種開発者から受託した育成者権について、海外の現地パートナーと連携して権利行使することにより侵害対応を行うための経費等を支援します。

2. 農業知的財産に関する相談窓口

農業知的財産管理支援機関に「知的財産相談窓口」を設置し、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた助言、支援を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

